

令和4年5月31日

保護者のみなさまへ

玉野市教育委員会
学校教育課長 的 場 佳 代

緊急時臨時休業の対応について

日頃より、本市教育に対してご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。

さて、2018年7月西日本豪雨災害では、県内各地で甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しく、地震等の災害もいつ発生してもおかしくないところです。

各校では、子どもたちが「自分の身は自分で守る」意識をもち、緊急時には正しい判断による行動が取れるよう、防災教育に取り組んでおります。家庭でも地域の避難場所の確認を含め、日頃からの御指導よろしくお願ひいたします。

教育委員会では、昨年、災害対策基本法等の一部を改正する法律が成立し、新たな避難情報が発令できるようになったことを受け、児童生徒の安全を第一に考え、改訂した別添「保護者のみなさんへ 非常天災に伴う臨時休業の措置基準について（改訂）」のとおり、緊急時の臨時休業の要件についてお伝えいたします。

また、台風通過後や地震発生後については、学校の教職員や市の職員が通学路等の安全点検を行いますが、保護者のみなさま方におかれましても、自宅周辺やお子様を通う通学路の安全点検を行い、異常がある場合は学校へ連絡願ひます。